

独立監査人の監査報告書


学校法人 鳥取家政学園

理事長 野田 修 殿

作成日 令和 2 年 5 月 20 日

事務所所在地 倉吉市駄経寺町2丁目15-1

事務所名 廣田和幸 公認会計士事務所

公認会計士 廣 田 和 幸 

電話 (0858) 22-6134

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行うため、昭和55年3月28日付け鳥取県告示第272号に基づき、学校法人鳥取家政学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び、基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人鳥取家政学園の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

令和2年5月15日

学校法人鳥取家政学園
理事長 野田 修 様

学校法人鳥取家政学園

監事 米田 由起枝
監事 木村 昭彦



当職ら監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人鳥取家政学園寄附行為第14条の定めに従い、学校法人鳥取家政学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

1. 監査方法

監事は、監査にあたり理事会及び評議員会に出席するほか、理事から事業報告を受け重要書類を閲覧するとともに業務及び財産状況を調査し、さらには会計監査人（廣田和幸公認会計士）と連携して計算書類を検討した。

2. 監査の結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

3. 監事からの意見

昨年の監査報告の指摘事項に対し、具体的な方策の構築におけるスピード感が十分ではない。

東部地区の中学3年生の生徒数の減少に伴って、生徒数の確保が困難になってくることが見込まれるため、学校の特長及び魅力を分かりやすい形で明確にし、外部に対して強く情報発信をしていただきたい。

中期ビジョンを確実に達成するために、単年度の実行計画に具体的にブレークダウンし、全職員が共有化して行動することにより、成果をあげること。

以 上